

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金交付要綱を廃止する要綱

令和2年6月25日 雇経第20-45号

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金交付要綱（令和2年4月27日制定、以下、「旧要綱」という。）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

（協力金に関する経過措置）

第2条 旧要綱に基づき交付することを決定した新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金については、旧要綱第8条及び第9条の規定は、なおその効力を有する。

（申請に関する経過措置）

第3条 この要綱の施行日において現に旧要綱第5条に基づく申請を行っている者については、旧要綱は、なおその効力を有する。